

議案第64号

守口市消防団条例の一部を改正する条例案

守口市消防団条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和元年12月6日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市消防団条例の一部を改正する条例

守口市消防団条例（平成25年守口市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(定員)</p> <p><b>第3条</b> 団員の定員は、<u>200人</u>とし、その分団別の配分及び階級別定員は、規則で定める。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(定員)</p> <p><b>第3条</b> 団員の定員は、<u>220人</u>とし、その分団別の配分及び階級別定員は、規則で定める。</p> <p>以下 略</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。